公　告第３５号
令和８年１０月２２日

変　更　公　告

分任契約担当官
陸上自衛隊川内駐屯地
第３６４会計隊川内派遣隊長　中野　直弥

公告第３３号（令和８年１０月１６日）「使用済車両売払い（業務車）」の一部を下記のとおり変更します。

記

１　競争入札に付する事項
(1)　件 名 等：使用済自動車の売払い（業務車）
(2)　規格・数量：内訳書のとおり
(3)　代金納付期限：令和９年１月２９日(金)
(4)　引 取 時 期：代金納付日から５日以内（令和９年１月２９日までに搬出）
(5)　引取（引渡）場所：陸上自衛隊川内駐屯地
(6)　履行期限：引渡しを受けた日から３か月以内

２　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
(1)　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2)　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
(3)　令和７・８・９年度の全省庁統一競争参加資格「物品の買受け」Ｃ等級以上の格付を保有し、九州・沖縄地域に競争参加資格を有する者。なお自動車リサイクル法に基づく引取り業者であり、各都道府県等登録業者であること。また契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4)　大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
(7)　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号）に規定する「引取業者の登録」、「フロン類回収業者の登録」、「解体業の許可」及び「破砕業の許可」のすべてを満たす者又は、「引取業者の登録」を満たし、他の３業種を他業者に再委託させる場合は、入札時までに再委託承認申請書及び中小受託事業者が必要な資格を有する証明書を提出し、契約担当官の承認を得た者。
(8)　中小委託事業者として承認された者は、同一入札に参加することを禁止する。
(9)　官側は、再委託承認申請書に記載された中小受託事業者が入札参加者ではないことを確認するものとし、中小受託事業者が入札参加者である場合、当該再委託を承認しない。
(10)　官側は、再委託承認申請に記載された事業者に再委託の事実を確認し、確認ができた場合のみ承認する。
確認時期は第13項（7）で示す。

３　契約条項等を示す場所
契約条項並びに「入札及び契約心得」掲示場所
陸上自衛隊国分駐屯地及び西部方面隊ホームページ
（ホームページアドレス https://www.mod.go.jp./gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/index.htm）

４　　入札説明会：実施しない。
ただし、事前に現場確認を必ず実施するものとし、第15項の担当者に連絡し、日程を調整すること。
なお、未確認にて入札書提出の場合は、入札の無効として取り扱う。
また、現場確認等における移動費用等（旅費等）に関しては全て業者側の負担によるものとする。

5　競争入札の場所及び日時

(1)　場　　所：陸上自衛隊川内駐屯地 第３６４会計隊川内派遣隊 入札室

(2)　日　　時：令和８年１１月１６日（月）１０時３０分

6　落札決定方法

(1) 総額決定（税抜き）

(2) 総額（税抜）が、当隊所定の予定価格を超えた最高額入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最高入札者が２人以上の場合はくじ引きにより落札者を決定する。

7　保証金に関する事項

(1)　入札保証金：免除

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の１００分の５以上を違約金として徴収する。

(2)　契約保証金：免除

ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合は、落札金額の１００分の１０以上を違約金として徴収する。

8　入札の無効

(1)　入札参加資格のない者が行った入札。

(2)　入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難いもの。

(3)　電話・電報・ＦＡＸによる入札。

(4)　その他入札に関する条件に違反した入札。

(5)　暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合。

9　契約書等の作成

(1)　特に示された場合を除き落札決定後、遅滞なく契約書を作成する。

(2)　適用する契約条項

「不用物品売払契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

「売払い物品の解体に関する特約条項」

（第１条の表中、「番号」を「車台番号」に、第３条を「第１条に掲げる売払い物品の所有権は、乙が甲に対して解体及び破砕の完了を届け出て、甲が承認したときをもって甲から乙に移るものとする。」として使用する。）

10　損害賠償請求等

(1)　車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の１００分の１０に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。

また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の１００分の１０に相当する金額の違約金を徴収するものとする。

(2)　解体証明書及び破砕証明書が履行期限を過ぎても未提出あるいは遅れて提出された場合、並びに、証明書に虚偽の記載があることが判明した場合は契約金額の１００分の１０に相当する金額の違約金を徴収するものとする。

11　入札書に関する事項

(1)　入札等参加者心得を確認した上で「（当社、私、当団体）は入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と余白に記入すること。記載がない場合は、競争参加者等として認めない。

(2)　入札書は消費税抜きの金額を記入すること。

12　事前提出書類

(1)　提出期限

令和８年１１月６日（金）１２時００分

(2)　提出書類

ア 第２項(7)で示す書類。

イ その他、官側が必要に応じて提出を依頼する書類。

13　その他

(1)　入札を代表者以外の方に委任する場合は、入札前に委任状を提出すること

(2)　郵便により入札に参加する場合は、送付用封筒に必ず「(入札日時及び入札件名　入札書在中)」の記載をし令和８年１１月１５日（日）１７時００分までに必着するように「書留」で郵送すること

(3)　全省庁統一資格の写し及び市場調査価格（下見積書）を令和８年１１月９日（月）１７時００分までに提出すること。

(4)　入札日当日（郵便入札があった場合）に不調となり再度入札を行う場合は、別示とする。なお、再度入札を執行する場合は、初度入札者にその旨を通知する。

(5)　当該売払車両の部品を輸出する場合は、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要である

(6)　所有権移転の時期は仕様書4.1に示す提出書類の提出が完了した時期とする。

(7)　再委託承認申請書に中小受託事業者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、契約担当官等により再委託負承認申請の承認に当たって、再委託承認申請書に記載された中小受託事業者に電話等により確認を実施する、確認ができなかった場合は当該再委託を承認しない。電話等による確認期間は、令和８年１１月１０日（火）１２時００分までとする。

(8)　積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。

(9)　積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある」ものとして落札者としない可能性があります。

14　入札に関する問合わせ先

〒８９５－００５３
鹿児島県薩摩川内市冷水町５３９－２
陸上自衛隊川内駐屯地　第364会計隊川内派遣隊　契約班　担当：中野
ＴＥＬ　０９９６－２０－３９００（内線３７１）　　ＦＡＸ　０９９６－２４－４５１６

15　仕様書及び現物（現場）確認に関する問い合わせ先

陸上自衛隊川内駐屯地業務隊補給科補給班　担当：髙橋
ＴＥＬ　０９９６－２０－３９００（内線３３１）